

# 出口杯表彰規定について

鹿児島県水泳連盟

会長 古川 徹

## 第1条（目的）

- （1）この賞は、戦後の鹿児島県水泳再興の時期から一貫して水泳に携わり、長年にわたって理事長の重責を担って本県水泳の発展に情熱を注ぎ続けて、今日の隆盛を築いた出口渉氏の功績を称えることを目的に定める。
- （2）上記の目的に基づいて、毎年度優秀な成績を収めた選手（男女各1名）に「出口杯」を贈る。

## 第2条（表彰の対象）

「出口杯」を受ける選手は、鹿児島に在住する小学生・中学生・高校生・大学生・一般社会人で、鹿児島県選手権競技大会で高い水準の成績を記録した者とする。

## 第3条（選考）

受賞者は、鹿児島県水泳連盟競泳委員会で選考する。

## 第4条（表彰）

表彰は、鹿児島県選手権水泳競技大会で行う。

## 第5条（経費）

表彰に必要な経費は、鹿児島県水泳連盟の予算によってまかなう。

## 付 則

この規定は、平成17年4月1日から適用する。